

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第673号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町泉川41の4・46の3・61の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、46の12、61の14
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第674号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- (1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。

目 次 ページ

告 示

○土地改良区連合の役員の就任の届出……………（農業施設管理課）	1
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	1
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	2
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	2
○第一種市街地再開発事業の個人施行の認可……………（建築指導課）	2

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	3
--------------------------------------	---

告 示

北海道告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成24年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

就 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
平成23.11.14	理 事	田 中 康 明	上川郡美瑛町字旭中央
同	監 事	吉 田 愼 一	旭川市西神楽1線9号157番地の1

北海道告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（高島北地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成24年12月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡乙部町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 火災の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
枝幸音威子府線	枝幸郡枝幸町歌登中央1740番31地先から	前		21.32mから	500.00m	—
北海道宗谷総合振興局	同郡枝幸町歌登中央897番4地先まで			42.00mまで		
稚内建設管理部		後		21.32mから	500.00m	—
				46.90mまで		
美深中頓別線	枝幸郡枝幸町歌登東歌登609番3地先から	前		16.00mから	100.00m	—
北海道宗谷総合振興局	同郡枝幸町歌登東歌登609番4地先まで			24.00mまで		
稚内建設管理部		後		16.00mから	100.00m	—
				34.00mまで		

北海道告示第676号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57

号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
更進神社の沢川（I－06－0400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市音江町字更進（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
音江川（I－06－0450）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市音江町字音江・音江町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オキリカップ支流川（I－06－0510）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
深川市音江町字豊泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第677号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の施行について、認可した。

平成24年12月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施行者の住所及び名称 札幌市中央区北1条西5丁目3番地
アルファコート恵庭駅西口開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の名称 恵庭駅西口地区第一種市街地再開発事業
- 3 事務所の所在地 札幌市中央区北1条西5丁目3番地
- 4 施行認可の年月日 平成24年11月26日
- 5 事業施行期間 平成24年12月4日から平成27年8月31日まで

6

施行地区

本事業は、恵庭駅西口土地区画整理事業の仮換地5街区（1－1、1－2、1－3、1－4、1－5画地）及び恵庭市相生町500番1の一部、505番の一部において実施する。
仮換地5街区（1－1、1－2、1－3、1－4、1－5画地）の所在地は、恵庭市相生町2番1の一部、2番2、3番の一部、4番の一部、5番1、5番2の一部、6番1の一部、6番2の一部、6番3の一部、6番4、6番5の一部、6番6の一部、6番7、6番8の一部、6番9、6番10の一部、6番11、6番12の一部、6番13の一部、7番1、7番2、7番3、8番、9番1、9番2、10番1、10番2、11番1、11番2、12番1、12番2、13番1、13番2、13番13である。
上記の仮換地に対応する従前宅地の所在地は、恵庭市相生町2番1、7番1、10番1、12番1、20番、46番、47番2、68番4、69番4である。

7

事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、平成24年度については、平成24年12月4日から平成25年3月31日までとする。

8

公告の方法

事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示して行う。

9

権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成25年1月2日

道警察本部告示

北海道警察本部告示第437号
昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成24年12月4日から施行する。
平成24年12月4日
北海道警察本部長 園田 一 裕
別表札幌方面室蘭警察署の部登別の項所管区の欄を次のように改める。

登別市幌別町1丁目から8丁目まで、中央町及び富士町の1丁目から7丁目まで、片倉町、幸町、桜木町、千歳町及び常盤町の1丁目から6丁目まで、

柏木町1丁目から5丁目まで、新川町及び緑町の1丁目から4丁目まで、若山町1丁目から3丁目まで、大和町1丁目及び2丁目、富岸町1丁目、青葉町、川上町、鉾山町、札内町の一部（市道サトオカシベツ線以西）、新栄町、千歳町並びに来馬町

別表札幌方面室蘭警察署の部登別西の項及び函館方面函館西警察署の部弥生の項を削り、同部十字街の項所管区の欄を次のように改める。

同 入舟町、大町、末広町、豊川町、東川町、船見町、弁天町、元町、弥生町及び函館山

別表旭川方面旭川東警察署の部当麻の項中「並びに東3丁目」を「、6条東3丁目」に、「市街6区、開明、東並びに中央の一部」を「伊香牛、開明、市街、中央の一部、東、北星並びに緑郷」に改め、同部伊香牛の項を削り、同表旭川方面士別警察署の部和寒の項の次に次のように加える。

同			幌加内	雨竜郡幌加内町字幌加内	雨竜郡幌加内町字雨煙内、字雨煙別、字長留内、字上幌加内、字下幌加内、字振興、字新成生、字親和、字清月、字政和の第一から第三まで、字東栄、字沼牛、字平和、字幌加内及び字弥運内
同			朱鞠内	同 字朱鞠内	同 字大曲、字共栄、字朱鞠内、字新富、字添牛内、字蔭の台、字北星、字母子里及び通称白樺

別表旭川方面深川警察署の部幌加内の項及び朱鞠内の項を削り、同部雨竜の項中「同雨竜町」を「雨竜郡雨竜町」に改め、同表旭川方面羽幌警察署の部北大通の項中「南町、北町、幸町、栄町、緑町、寿町、字朝日、字中央、字上羽幌及び字平」を「字曙、字朝日、字上築、字上羽幌、北町、寿町、幸町、栄町、字汐見、字平、字高台、字築別、字築別炭砦、字中央、字羽幌砦、緑町及び南町」に改め、同部築別の項を削る。